

## 伊豆市観光情報発信用映像使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊豆市観光情報発信用映像(以下「映像」という。)を使用することにより、伊豆市のイメージアップを図るとともに、観光資源及び特産品等を広く普及宣伝する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 映像を使用する者は、あらかじめ伊豆市観光情報発信用映像使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、伊豆市長(以下「市長」という。)に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 伊豆市が使用するとき。
- (2) 伊豆市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊豆市観光情報発信用映像の使用を承認するものとする。

- (1) 伊豆市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 映像を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与える恐れのあるとき。
- (5) その他、市長が伊豆市観光情報発信用映像の使用について不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、伊豆市観光情報発信用映像使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 映像の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 映像を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 映像を改変しないこと。
- (4) 映像を使用するときには「伊豆市観光情報発信用映像」と表記すること。

(承認内容の変更の申請)

第6条 映像の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、伊豆市観光情報発信用映像使用承認変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、伊豆市観光情報発信用映像使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、映像の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該映像

の使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、伊豆市観光情報発信用映像使用承認取消書（様式第4号）をもって行う。  
（責任の制限）

第8条 前条の規定により、映像の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 映像の使用承認を受けた者が、映像の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合について、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。  
（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、映像の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。